

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改定に関する意見募集の結果の概要

1 概要

配偶者暴力防止法に基づく基本方針改定に関し、以下のとおり意見募集を行った。

- (1)意見募集期間：平成19年8月3日(金)から9月10日(月)
- (2)告知方法：ホームページ(電子政府の総合窓口、内閣府男女共同参画局)、
男女共同参画局情報メール、記者公表での配布等
- (3)意見提出方法：ホームページ、郵送、ファックスのいずれか

2 提出件数

63 名の個人、26 団体から、273 件の意見が寄せられた。

3 意見の概要等

	計
1 基本方針の全般について	38
● 対策の推進に向けた実効ある基本方針の見直し ● 基本計画の策定等を通じた地方公共団体における取組の推進 ● 基本方針による最低限の実施基準の提示 等	
2 配偶者からの暴力についての通報について	16
● 医療関係者に対する情報提供・周知等の強化 ● 一般市民に対する広報啓発の充実 ● 通報等を受けた後の被害者に係る安全確保 等	
3 被害者からの相談について	19
● 相談体制の充実(24時間体制、ワンストップ化等) ● 外国人、障害者等である被害者へのきめ細かな配慮 ● 被害者の負担軽減に向けた関係機関の情報共有 等	
4 被害者に対する医学的又は心理学的な指導について	15
● 被害者に対する医学的・心理的ケアの充実(長期的ケアの必要性、各地域における支援体制の整備等) ● 子どもに対する支援体制の充実 等	

5	被害者の一時保護・保護について ● 被害者の状況に応じた一時保護・保護の実施 ● 一時保護・保護に関する体制の強化 等	15
6	被害者の自立の支援について ● 個々の被害者の状況に応じた自立支援の方針の策定 ● 外国人、障害者等である被害者へのきめ細かな配慮 ● 生活費の確保・就業促進・住宅の確保等における関連施策の一層の活用 ● 被害者情報の秘匿に係る強化・徹底 ● 関連する手続きの一元化等による被害者の負担軽減 ● 被害者のニーズに配慮した継続的な支援 等	29
7	保護命令制度の利用について ● 保護命令が発令された際の被害者の安全確保 ● 保護命令制度に係る改正内容の周知徹底 等	22
8	関係機関の連携協力について ● 関係機関の連携強化・活性化 ● 施設利用等に係る広域的な連携の強化 ● 民間団体との連携促進 等	17
9	職務関係者による配慮・研修について ● 研修機会・研修内容の拡充 ● 子どもに関わる職務関係者への情報提供等 等	16
10	被害者からの苦情の処理について ● 苦情処理体制の整備 等	11
11	配偶者からの暴力の防止に関する教育啓発について ● 教育の現場や地域等と連携した予防啓発の強化 ● 加害者に対する指導等 等	18
12	調査研究の推進について ● 調査等の実施を通じた被害者の実態把握 等	8
13	民間団体に対する援助・連携について ● 民間団体に対する財政的援助等の支援 ● 民間団体との連携強化 等	21
14	その他(上記以外の内容について) ● 恋人等からの暴力に関する対応 ● 用語等の見直し 等	28
合計		273